

# リスク・マネジメント会計制度における 状況報告書と決算監査の意味 —— 貸借対照表法改革法の影響 ——

石 川 祐 二

## 目 次

- I はじめに
- II 従来のリスク報告
- III 近代化指令とリスク報告・チャンス報告
- IV Fair-Value指令と財務リスクに関する報告
- V 状況報告書の記載内容拡張の影響
- VI おわりに — リスク・マネジメント会計制度と監査 —

## I はじめに

ドイツにおける「リスク・マネジメントに関する会計制度」は、1998年に施行された「企業領域における統制および透明性に関する法律<sup>1)</sup>」(Gesetz zur Kontrolle und Transparenz im Unternehmensbereich)を通じてその骨格が形成された。そして、特にデリバティブを中心とした会計数値の操作可能性の高い取引に関する合意形成に資するなど、社会的関係性の中で一定の役割を果たしているのである<sup>2)</sup>。その際、「(コンツェルン) 状況報告書」(Lagebericht/Konzernlagebericht)と「決算監査」(Abschlussprüfung)という会計制度上の仕組みが、社会的合意形成のための重要な要因になって

いる。ところが、この（コンツェルン）状況報告書と監査に関わる法律がさらに改正され、新たな局面を迎えている。具体的には、「国際的会計諸基準導入と決算監査の質の確保に関する法律（通称：貸借対照表法改革法）<sup>3)</sup>」（Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung; Bilanzrechtsreformgesetz; 以下、貸借対照表法改革法と呼ぶ）を通じ、商法典や株式法などを改正することによって、それが状況報告書と決算監査に新たな影響を与えているのである。これにより、企業領域における統制および透明性に関する法律のもとで見られた制度状況は、さらに進展することになる。この制度状況の変化に関して、ここでは特に、リスク・マネジメントとの関係から考察を加えることとする。

さて、具体的には、Peter Kajüterの所説<sup>4)</sup>に基づいて、考察を進めることにしたい。彼の所説を追うことによって、リスク・マネジメントのディスクロージャーに関わる問題を中心に、さらに進展した会計制度の状況が明らかにできると考えられるためである。そして、そのような会計制度の状況を確認することによって、個別企業ないしはコンツェルンの「管理」に関わる「会計制度」における、「（コンツェルン）状況報告書」と「決算監査」の意味を明らかにすることを、本稿の問題として措定するのである。

## II 従来のリスク報告

法律の改正による会計制度状況の変化を見るためには、まず、現状を確認しておく必要がある。そこで、ここでは、従来からの——企業領域における統制および透明性に関する法律における——「リスク報告」（Risikoberichterstattung）を簡単に確認する。とりわけ、Kajüterの所説にしたがってその点を見ることにより、以下では、考察を進める上での注意点の所在を明らかにしたい。

リスク報告に関する規定は、企業領域における統制および透明性に関する

法律を通じて、「将来の発展のリスクについても立ち入らなければならない<sup>5)</sup>」（商法典第289条第1項および第315条第1項）という一文が加えられたことによって設定された。これにより、「状況報告書」（Lagebericht）および「Konzernlagebericht」（Konzernlagebericht）の最低限の記載内容が、リスク報告義務にまで拡張されたものと考えられている。この報告内容に関しては、「ドイツ会計基準第5号<sup>6)</sup>」および「ドイツ経済監査士協会」（Institut der Wirtschaftsprüfer in Deutschland；IDW）の見解<sup>7)</sup>を通じて、より具体化されているという。そのような具体的内容に関して、Kajüterが特に問題としているのは、リスクの概念である。リスク概念に関しては、法律上（その理由書も含めて）、明確に定義されておらず、不確定の概念になっているとされる。しかしながら、基本的には、リスク概念は蓋然的な危険性に焦点を当てたものと考えられているというのである。このことは、ドイツ経済監査士協会がリスクを「将来の望ましくない発展の可能性<sup>8)</sup>」と定義し、また、ドイツ会計基準第5号がリスクを「Konzernの経済的状況についてのマイナスの将来の発展に関する可能性」（本文番号9）と解していることから、明らかになるとされる。したがって、報告の義務を負うリスクの内容は、マイナスの影響を意味しているというのである<sup>9)</sup>。

これに対して、リスク概念をより広く解釈する考え方も存在するという。すなわち、マイナスの影響ばかりでなく、プラスの影響も考慮に入れるということであり、このプラスの影響は「チャンス」（Chance）と呼ばれている。ここで、法律上は最低限の義務を規定していることから、場合によっては、チャンスについてもリスク報告部分に記載することができるという。しかし、企業領域における統制および透明性に関する法律のもとでは、チャンスに関する記載はあくまでも企業の自由裁量に任されるというのである<sup>10)</sup>。

このようなリスク概念を前提としてリスクの報告がなされることになるが、報告すべきリスクの範囲に関して、法律上は詳しく制限されていないという。この点、Kajüterによれば、「重要なリスク」を報告すれば問題がないものとされている。しかし、リスクを単純に列挙すればよいというものではない

ともされている。そのうえで、彼は、ドイツ会計基準第5号の以下の基準を挙げて具体例を示している。すなわち、「個々のリスクが記述されなければならず、また、リスクに関して生じる帰結が説明されなければならない」（本文番号18）というのである。また、本文番号28以下の内容からは、つぎのことが要求されているという。すなわち、リスク・マネジメント・システムに関しては適切な範囲が記述されなければならず、また、その際、リスク・マネジメントの戦略、プロセス、組織についても立ち入らなければならない、ということである。これらのことから、ドイツ会計基準第5号では、法律の文言自体を越えた詳しい記述が要求されているというのである<sup>11)</sup>。

さらに、このようなリスク報告が記述された状況報告書およびコンツェルン状況報告書は、監査を受けなければならない（商法典第317条第2項第2文）。すなわち、決算監査人によって、将来の発展のリスクが適切に記述されているかについても監査されなければならないというのである。さらにその結果は、「取締役」（Vorstand）宛の「監査報告書」（Prüfungsbericht）とは別に、さらに一般に向けて公表される「確認の付記」（Bestätigungsvermerk）においても取り扱われるというのである（商法典第321条、および、第322条第2項ならびに第3項<sup>12)</sup>）。

以上、企業領域における統制および透明性に関する法律の範囲内における、従来からのリスク報告について確認した。その中でも、特に注意すべきことは以下の諸点である。すなわち、①「報告義務」を負う「リスク」とはマイナスの将来の発展に関するものであり、プラスの将来の発展を意味する「チャンス」は含まれないものと、従来は解釈されていることである。また、②リスクから生じる帰結やリスク・マネジメント・システムの詳しい内容に関して、法律の文言自体を越えた要求がドイツ会計基準第5号でなされていることである。さらに、③リスク報告を包含する（コンツェルン）状況報告書は、監査の対象とされていることである。これらの諸点に関する認識は、以下の考察を進めるうえでの前提となる事項であるため、注意を払う必要がある。

### Ⅲ 近代化指令とリスク報告・チャンス報告

上記のような従来のリスク報告に関わる事項は、貸借対照表法改革法を通じてさらに進展することになる。この法律は、「ヨーロッパ連合」（Europäischen Union）の加盟国に対して公表された「近代化指令」<sup>13)</sup>（Modernisierungsrichtlinie）と「Fair-Value指令」<sup>14)</sup>（Fair-Value-Richtlinie）をドイツ法へと転換することを一つの目的として、施行されたものであるという<sup>15)</sup>。本節においては、この指令の中でも近代化指令を取り上げ（Fair-Value指令は次節で取り上げる）、それと貸借対照表法改革法との関係から浮かび上がるリスク報告にまつわる問題に関し、検討を加えることにする。

#### （１）近代化指令

ドイツは、前述のようなリスク報告に関する規定を設けており、そのことをもって、国際的に先駆者としての役割を果たしているとされる。そのような立場から、ヨーロッパ連合の加盟国において、全般的なリスク報告を導入することを、ドイツが提案したという。そして、この提案を受けて、2003年6月18日に公表されたのが「近代化指令」である。この指令は、すでに公表されていたヨーロッパ連合の「第4次指令」（4. EG-Richtlinie）と「第7次指令」（7. EG-Richtlinie）を改正することを目的としている。その中でも、特にリスク報告（状況報告書）に関わるものは、以下に示す第4次指令第46条第1項a）第1文<sup>16)</sup>と、第7次指令第36条第1項第1号第1文<sup>17)</sup>であるとされる<sup>18)</sup>。

「状況報告書は、少なくとも、会社の業務経過、業務結果、および状況について、実質的諸関係に合致する写像を形成させるように記述し、また、会社がさらされている重大なリスクと不確実性を説明するものである。」  
（第4次指令第46条第1項a）第1文）

「コンツェルン状況報告書は、少なくとも、コンツェルンに含まれる企業の全体の業務経過、業務結果、および状況について、実質的諸関係に合致する写像を形成させるように記述し、また、会社がさらされている重大なリスクと不確実性を説明するものである。」(第7次指令第36条第1項第1号第1文)

このように近代化指令を通じて改正された規定に関して、Kajüterは、それがドイツ商法典第289条第1項および第315条第1項の規定——企業領域における統制および透明性に関する法律の段階——とは異なっているという。とりわけ、「不確実性」(Ungewissheiten)に関する明確な言及が、ドイツの商法典には見受けられないというのである。このために、ドイツの商法典は、どの程度この相違に対応するかという問題が生じるというのである<sup>19)</sup>。

この問題について考えるためには、「リスクと不確実性」という表現の内容を明確化する必要があるとされる。リスク概念も不確実性概念も、それを経営経済学的な意思決定理論の立場からとらえれば、ともにプラスとマイナス双方の将来の発展を含むものと解されるという。その点において、両概念は共通性を有しているが、しかし、つぎの点において異なるものとされている。すなわち、リスクという場合にはかなり具体化された事象を指示しているのに対し、不確実性という場合にはその具体性が明確ではない事象を表現しているというのである。さらに、このような近代化指令におけるリスク報告の要求がドイツから提案されたことをふまえれば、これらの概念に関しては、特にマイナスの将来の発展の可能性を意味するものと推測されるという。以上のことから、「リスクと不確実性」という表現は、具体的な危険性のみならず、重大な予測上の危険性も報告されなければならないことを意味するとされる。そのため、蓋然的なマイナスの発展に関する包括的な記述が要求されているという。このようにして、Kajüterは、「リスク」という用語が「不確実性」という用語によって補完されているというのである<sup>20)</sup>。

つぎに、以上のような解釈から、近代化指令における「チャンス」の取り

扱いが問題とされる。上記の近代化指令の規定上、チャンスの概念は明示的に用いられてはいないものの、これはチャンスの記述を禁じるものとは解釈できないという。しかしながら、チャンス報告に関する義務は、指令の文言からは導出しえないとされるのである<sup>21)</sup>。

その結果、ドイツ商法典第289条第1項および第315条第1項におけるリスク報告義務に関する近代化指令への適合化の要求は、特に生じないとされる。ただし、近代化指令の文言では、報告義務が「重大な」リスクと不確実性に限定されている点に関してはより具体性が高いというのである<sup>22)</sup>。

このように、近代化指令の内容はドイツの商法典よりも多少の具体性があるものの、指令にドイツ法を適合させるほどの必要性はないものと解釈されるというのである。この文脈からすれば、貸借対照表法改革法において、リスク報告に関わる改正がなされる必要はないと考えられる。しかしながら、実際には、ドイツの立法者によって、リスク報告に関する商法典の内容は、従来のものから変更されている。その点に関しては、次項で詳述することにする。

## （2）貸借対照表法改革法の規定

前項で見たとおり、商法典におけるリスク報告規定の改正については、近代化指令から直接的に導出されるものではないと考えられている。しかしながら、ドイツの立法者は、貸借対照表法改革法において、状況報告書の情報内容を高めることを目指しており、それはリスク報告に関する部分にも見られるという。すなわち、当該法律の理由書において、「さらに、資本会社に関して、将来の発展のリスクのほかにチャンスについても、ならびにその重大な諸目標と企業管理（Unternehmensleitung）についても立ち入らなければならない<sup>23)</sup>」と明示しているのである<sup>24)</sup>。

そして、状況報告書に関して、具体的には以下に示す商法典第289条第1項第4文<sup>25)</sup>、および、商法典第315条第1項第5文<sup>26)</sup>の各規定が設けられたのである。

「さらに、状況報告書においては、公算の大きな（voraussichtliche）発展が、その重大なチャンスとリスクを伴って判断され、かつ、説明されなければならない；基礎とされる仮定が記載されなければならない。」  
（商法典第289条第1項第4文）

「さらに、コンツェルン状況報告書においては、公算の大きな発展が、その重大なチャンスとリスクを伴って判断され、かつ、説明されなければならない；基礎とされる仮定が記載されなければならない。」（商法典第315条第1項第5文）

また、状況報告書の監査に関する商法典第317条第2項第2文の規定<sup>27)</sup>と、それに関わる確認の付記についての商法典第322条第6項第2文の規定<sup>28)</sup>も、つぎのようなものとされた。

「その際、将来の発展のチャンスとリスクが適切に記述されているかについても監査されなければならない。」（商法典第317条第2項第2文）

「その際、はたして将来の発展のチャンスとリスクが適切に記述されているかについても、立ち入らなければならない。」（商法典第322条第6項第2文）

上記の各規定から、状況報告書における必須の報告内容とそれに対応する監査義務が拡張されるものと、Kajüterは評価している。すなわち、「チャンス」の記述が要求され、それに対応した監査が求められるというのである。そこで、つぎのことが問題となるという。すなわち、このような規定によって、状況報告書に対して新たにどのようなことが要求されるのか、ということである<sup>29)</sup>。



このように、近代化指令においては明示的に要求されていなかった「チャンス」に関する報告義務が、ドイツでは貸借対照表法改革法をつうじて商法典において規定された。このことによって、Kajüterが提示したような問題が浮かび上がるのである。この問題に関しては、次項以降で取り組むことにする。

### （3）チャンスとリスクの報告内容

新たな法律規定によって、状況報告書におけるチャンスとリスクに関わる報告が要求されるようになったが、それらの概念に関しては、法律上明確化されていないという。とはいえ、ドイツ会計基準第5号<sup>30)</sup>にも示されているように、従来からの解釈によれば、つぎのことは明確であるとされる。すなわち、チャンスとリスクは対立的概念として理解され、期待値からのプラスの乖離がチャンスであり、期待値からのマイナスの乖離がリスクとされることである<sup>31)</sup>。

このようなチャンスとリスクに関する報告義務は、「重大な」ものに限定されている。このような「重大な」チャンスとリスクへの限定は、前述の近代化指令の要求とも合致しているとされる。それはまた、従来の商法典の文言からは認識され得ないものであったともいう。しかしながら、従来の商法典の規定を解釈する場合においても、明瞭性の原則と重要性の原則から考えて、「重大な」リスクのみが報告されればよいと考えられていたという。したがって、貸借対照表法改革法によって新たに明示された「重大な」という表現は、従来からの要求をより明確化したものというのである<sup>32)</sup>。

さらに、報告されるべきチャンスとリスクについては、それらが「公算の大きな発展」（voraussichtliche Entwicklung）に関連したものであることが要求されている。このことが明確化しているのは、つぎのことであるとされる。すなわち、経済報告や補足的報告の部分においては、経過営業年度ないしは状況報告書作成までに「実現した」チャンスとリスクが報告される一方で、チャンス報告とリスク報告の部分においては、「将来において期待さ

れる」発展からの乖離を導きうる事象についての報告がなされるということである。また、従来用いられていた「将来の発展」という表現と、「公算の大きな発展」という表現は、同義のものと考えられるという。なぜなら、従来の表現も予測的報告であるとの意味を明らかにするという意図があったことから、新たな表現と同じ文脈で用いられていると考えられるためであるという。したがって、このような表現の変更は、報告内容の性質への影響を持たないというのである<sup>33)</sup>。

さて、このような表現上の変更は見られるものの、新たな規定は、つぎの問題に関して何の解答も示していないという。すなわち、先物取引やヘッジ契約などを通じてその影響が第三者に転嫁されるチャンスとリスクに関して、はたして、また、どの程度、報告をしなければならないのか、ということである。この点に関して、一般的には、これらのチャンスとリスクについては報告の必要がないと考えられているという。しかしながら、引当金や減額記入によって、すでに決算書上で考慮されている場合にも、リスクを報告しなければならないのかという問題は、未解決であるとされる。このことは、チャンス報告に関しても問題になるという。なぜならば、未実現の利益潜在性に関する報告は原則的に認められない<sup>34)</sup>ものとされるが、たとえばFair-Value（公正価値）によって評価された場合などには、例外的に決算書上で考慮されることになるからである。このようなケースに関しては、チャンスの状況およびリスクの状況に関する全体的な評価にとって有意であると考えられる場合には、状況報告書においてもその個別的なチャンスおよびリスクに関する報告をする必要があると、Kajüterはいうのである<sup>35)</sup>。

つぎに問題となるのは、チャンスとリスクに関する報告が、どの程度まで詳しくなされなければならないのかということである。この点について、チャンスとリスクの記述は予測的報告の副次的・部分的側面であり、それゆえに、簡潔かつ一般的に解説すればよいと、新规定の文言からは解釈することもできるという。しかしながら、チャンスとリスクの報告についての将来関連性が明らかにされていることから考えて、公算の大きな発展と同様に、重大な

チャンスとリスクについても判断され、説明されることが必要であるというのである。このことは、これまでの「立ち入らなければならない」という表現と比較して、新规定の表現の方が精密なものであることから考えられるという。このように考えた場合、チャンスとリスクについての「判断」とは、それに関わる事象の評価を意味するという。このことは、少なくとも定性的な記述が要求されているということであり、さらに、可能な場合には、発生可能性と潜在的な影響が示されることも要求されているものと考えられている。すなわち、可能な場合には定量的な評価が求められているというのである。また、チャンスとリスクの「説明」とは、上記のような判断をした上で、さらにそれに関してコメントを提示することとされる。たとえば、個々のチャンスとリスクの原因、影響、および相互関係などに関する記述が要求されているという。なお、これらのことは、すでにドイツ会計基準第5号<sup>36)</sup>においても——特にリスクに関しては——要求されており、新たに法律上でもそのことを支持したというのである<sup>37)</sup>。

最後に、企業側からチャンスとリスクに関する情報を公表することによって、企業にとって不利な影響が生じる可能性から、つぎのことが問題とされている。すなわち、企業側がどこまでを限度に情報を公開するのか、ということである。このとき、企業が自己満足する程度までにしか公表されない危険性が指摘されるという。しかしながら、リスク報告の警告機能からすれば、重大なリスク（およびチャンス）が報告されないということは起こりえないとされる。したがって、法律文言に示されているような、重大なチャンスとリスクは報告されることになるというのである。そしてKajüterは、以上の報告内容に関する諸々の検討から、チャンスとリスクの明確な記述に関する要求が、貸借対照表法改革法の新規定によって、従来よりも明示的に表明されることになったという。そして、このことは、資本市場指向的な会計報告の中心的手段としての状況報告書の新たな方向付けに、寄与するというのである<sup>38)</sup>。

以上のような本節の考察から明らかになる点は、以下のことである。すなわち、近代化指令への対応という形で、貸借対照表法改革法が制定されているものの、その法律の内容は、近代化指令よりも詳しくなっているということである。特に、従来にはない「チャンス」に関わる報告義務が注目に値する。また、ドイツ会計基準第5号の「リスク報告」に関する規定の一部を、法律によって下支えするというのも、明確にされているのである。

#### IV Fair-Value指令と財務リスクに関する報告

前節の近代化指令と同様に、貸借対照表法改革法の制定に関わるもう一つの指令が「Fair-Value指令」である。本節では、この指令に関連した貸借対照表法改革法についての諸問題を取り上げ、特にリスク報告——中でも財務リスクに関する報告——につき、検討を加えることにする。

##### (1) Fair-Value指令

「Fair-Value指令」は、2001年9月に公布されたものであり、それによって、特定の財務リスクとその目的および管理方法に関する報告に係る諸規定が、ヨーロッパの貸借対照表指令において根拠づけられたという。また、これは、「国際会計基準審議会」(International Accounting Standards Board; IASB)の規範に則ったものであるともいう。このFair-Value指令は、近代化指令と同様に、第4次指令と第7次指令を改正するものである。とりわけ、以下に示す状況報告書の記載内容に関する第4次指令第46条第2項f)<sup>39)</sup>、およびコンツェルン状況報告書の記載内容に関する第7次指令第36条第2項e)<sup>40)</sup>の各条文が、リスク報告に関わるものであるという<sup>41)</sup>。

「f) 会社による諸金融商品の利用に関して、それらが財産状態、財務状態および収益状態の判断にとって重要である限りにおいて、

— 貸借対照表作成の枠組において諸保証取引として記帳される計画され

リスク・マネジメント会計制度における状況報告書と決算監査の意味（石川）

た諸取引の全ての重要な種類のヘッジ（Absicherung）に関する諸方法も含めた、会社のリスク・マネジメントの諸目標およびリスク・マネジメントの諸方法について、ならびに、

－会社がさらされている物価変動リスク、欠損リスク（Ausfallrisiken）、支払能力リスク、ならびにキャッシュフロー・リスクについて。」（第4次指令第46条第2項f））

「e）企業による諸金融商品の利用に関して、それらが財産状態、財務状態および収益状態の判断にとって重要である限りにおいて、

－貸借対照表作成の枠組において諸保証取引として記帳される計画された諸取引の全ての重要な種類のヘッジに関する諸方法も含めた、企業のリスク・マネジメントの諸目標およびリスク・マネジメントの諸方法について、ならびに、

－現存の物価変動リスク、欠損リスク、支払能力リスク、ならびにキャッシュフロー・リスクについて。」（第7次指令第36条第2項e））

このように、各指令の条文は、状況報告書ならびにコンツェルン状況報告書のそれぞれに対し、ほぼ同じ内容の記載を要求しているのである。この点に関して、Kajüterは、従来のドイツ商法典がこのような要求には応えていないとしている。すなわち、リスク報告に関する全般的規定の具体化はなされているものの、リスク・マネジメントの目標とその方法に関する記述に関しては、従来の商法典を越えているというのである<sup>42)</sup>。

ドイツにおいて、このような問題にどのように対応したのかについては、次項で見ることにする。

## （2）貸借対照表法改革法の規定

Fair-Value指令に対するドイツにおける対応は、貸借対照表法改革法という形で現れている。すなわち、状況報告書の記載内容に関する商法典第

289条第2項第2号<sup>43)</sup>、およびコンツェルン状況報告書の記載内容に関する第315条第2項第2号<sup>44)</sup>において、以下に示すとおり、リスク報告が金融商品と関連づけられているというのである<sup>45)</sup>。

「a) そのヘッジに関する諸方法を含めた、会社のリスク・マネジメントの諸目標およびリスク・マネジメントの諸方法について、ならびに、  
b) 会社がさらされている物価変動リスク、欠損リスク、および、支払能力リスク、ならびに収支の流れの変動から生じるリスクについて、それぞれにつき、会社による金融商品の利用に関して、また、これらが状況の判断ないしは公算の大きな発展の判断にとって重要な限りにおいて；」(商法典第289条第2項第2号)

「a) 貸借対照表作成の枠組において諸保証取引として包含される諸取引の全ての重要な種類のヘッジに関する諸方法も含めた、コンツェルンのリスク・マネジメントの諸目標およびリスク・マネジメントの諸方法について、ならびに、  
b) コンツェルンがさらされている物価変動リスク、欠損リスク、および、支払能力リスク、ならびに収支の流れの変動から生じるリスクについて、それぞれにつき、コンツェルンによる金融商品の利用に関して、また、これらが状況の判断ないしは公算の大きな発展の判断にとって重要な限りにおいて；」(商法典第315条第2項第2号)

このように、貸借対照表法改革法を通じて、Fair-Value指令の内容が、ドイツ商法典に転換されたという。ただし、キャッシュフロー・リスクの概念は、ドイツ的な表現をとっており、「収支の流れの変動から生じるリスク」(Risiken aus Zahlungsstromschwankungen)と記されている。また、上記の規定によって、金融商品に関わるリスクと公算の大きな発展との関係が

リスク・マネジメント会計制度における状況報告書と決算監査の意味（石川）

補完されているという。そして、Kajüterは、上記の諸規定をもって、国際的な規範へ適応するように商法典が拡張されているというのである<sup>46)</sup>。

以上のように、新たな商法上の規定では、（コンツェルン）状況報告書上のリスク報告に関して、特に金融商品との関連性が強調されている。この点において、企業（コンツェルン）にとって、従来よりも詳細な報告が要求されていることには、注意が必要である。

## V 状況報告書の記載内容拡張の影響

これまで考察したように、状況報告書はその義務的内容を拡張している。すなわち、リスクのみならずチャンスに関する報告も求められることになる。また、金融商品に関連したリスクおよびリスク・マネジメントに関して報告することも、明示的に規定化されている。このような法律規定の変化に応じて、それを取り巻く社会的諸関係がどのような影響を受けるのかにつき、本節では考察を加える。特にここでは、会計制度という関係性を重視することから、つぎの三点について重点的に検討を加える。すなわち、ドイツ会計基準第5号への影響、企業ないしはコンツェルンへの影響、ならびに決算監査への影響である。

### （1）ドイツ会計基準第5号への影響

ドイツ会計基準第5号は、そもそも、企業領域における統制および透明性に関する法律の規定を受けて、2001年に公布されたものである。したがって、前節までに明らかにした貸借対照表法改革法が制定される以前の規定である。そのために、新たな規定に対応する必要性が生じると考えられる。以下では、その必要性につき、Kajüterの見解に基づいて検討を加える。また、そのうえで、現在予定されている、ドイツ会計基準第5号の内容に関する変更の草案を見ることにする。

### ①ドイツ会計基準第5号における改訂の必要性

ドイツ会計基準第5号では、2001年に公告された段階においても、チャンスに関する記述が行われうる可能性を示唆しているという。具体的には、つぎの規定がそれに当たる。すなわち、「リスクの見積を改善するために、チャンスに関しても報告されうる。そのことによって、コンツェルンの状況が歪められて記述されてはならない」（本文番号27）との規定である。しかしながら、「本基準は、コンツェルン状況報告書におけるコンツェルンの将来の発展のリスクに関する報告を規定する」（2001年段階＝本文番号1；2004年変更後＝本文番号2）として、この基準の目的とする対象範囲は、あくまでも将来の発展のリスクに限定されているというのである。この点において、新たな貸借対照表法改革法によって改正された、商法典第315条のコンツェルン状況報告書に関する新规定とは合致しないことになる。したがって、ドイツ会計基準第5号においても、チャンスとリスクを並列的に取り上げる必要があるというのである<sup>47)</sup>。

このような基準の改訂に当たっては、つぎのような問題が存在するという。すなわち、チャンス・マネジメントに関する記述が、リスク・マネジメントに関する記述と同じ形で要求されるのか、ということである。また、チャンスとリスクについて、それらがどのように相互対置され、カテゴライズされるのか、ということも問題になるという。さらには、「リスク報告」という基準の名称を吟味する必要性もあるというのである<sup>48)</sup>。

以上、Kajüterによれば、ドイツ会計基準第5号に関しては、従来は存在しなかった「チャンス報告」をめぐって、改訂する必要があるとされている。法律が改正された以上は、基準においても、マイナスの乖離のみを意味する狭義のリスクの枠を出て、チャンスにまで報告内容の規定を広げる必要があるということである。ただし、これはあくまでもKajüterの見解であることには注意を要する。それをふまえた上で、実際に進行しているドイツ会計基準第5号の変更予定の内容を、つぎに見ることにする。



## ②ドイツ会計基準第5号の改訂に関する草案

貸借対照表法改革法の制定後、2005年2月4日、ドイツ会計基準第5号の変更に関する基準草案が公表された。具体的には、「ドイツ会計改訂基準第3号草案」<sup>49)</sup> (Entwurf Deutscher Rechnungslegungs Änderungsstandard Nr.3)の一部として、その改訂が予定されている。ここでは、その内容について見ることで、ドイツ会計基準第5号がどのように改訂される可能性があるのかを明らかにしたい。そのためには、まず、各規定に関して予定されている改訂を以下に示すことにする（なお、各規定の前にある数字は本文番号である）<sup>50)</sup>。

「2. 本基準は、コンツェルン状況報告書におけるコンツェルンの公算の大きな発展のリスクに関する報告についての諸原則につき、ドイツ会計基準第15号を補完する。」

「3. 本基準は、商法典第315条第1項第5文にしたがって、公算の大きな発展のリスクを報告しなければならない親企業に対して適用される。」

「4. 商法典第315条第1項第5文にしたがって、コンツェルン状況報告書においては、公算の大きな発展についても、その重大なチャンスとリスクをもって判断し、かつ、説明しなければならない；基礎とされる仮定が記載されなければならない。」

「5. コンツェルンの公算の大きな発展の重大なチャンスに関しては、ドイツ会計基準第15号にしたがった状況報告の枠組における予測報告部分で報告されなければならない。」

「8. 商法典第289条第1項第4文にしたがった状況報告書への本基準の適切な適用が推奨される。」

「27. 公算の大きな発展のチャンスに関する報告は、ドイツ会計基準第15号状況報告にしたがった予測報告部分の枠組において行われる。」

「33. コンツェルンの公算の大きな発展に関してその重大なチャンスとリスクをもってなされる必要な予測と、リスク報告部分との間で、実質的な関係性が存在するとしても、別々の記述が行われなければならない。」

具体的に改訂が予定されているのは、以上の各規定である（なお、本文番号6は削除される予定である）。なお、上記の規定中に示されている「ドイツ会計基準第15号 状況報告<sup>51)</sup>」は、2005年2月26日に、法務省によって公告されたものである（草案段階では、ドイツ会計基準草案第20号）。そのことから、上記の各規定の変更の予定は、このドイツ会計基準第15号が公告されることを念頭に置いた上で、計画されたといえる。また、このように基準第5号と基準第15号との関係性が取り上げられるのは、リスク報告があくまでも状況報告書上に記載されるためであると考えられるのである。

さて、それぞれの規定について予定されている変更の内容について、注意点を抽出することにしたい。まず、各規定から明らかなように、①従来は「将来の発展」とされていた表現が、貸借対照表法改革法に合わせて「公算の大きな発展」へと変更されている点が挙げられる。つぎに、②基準第5号は、あくまでも「リスク報告」を主眼においたものであるといえる。というのも、当該基準の対象を示した本文番号2において、「公算の大きな発展のリスクに関する報告」を基準の対象として明記しているためである。しかしながら、③公算の大きな発展に関する判断と説明のためには、それに関わる「リスク」ばかりではなく「チャンス」も考慮しなければならないことが、本文番号4において明示されている。さらに、そのような「チャンス」の考慮に伴って、④「チャンス」に関する記載が、「リスク報告部分」ではなく、「予測報告部分」においてなされなければならないと、本文番号5と本文番

号27が規定している。そして、本文番号33において、⑤このような「予測報告部分」と「リスク報告部分」との状況報告書記載上の形式上の区分の明確化が示されている。なお、本文番号8に関しては、従来の基準第5号においても示されているように、個別企業の状況報告書作成に関しても当該基準が適用されるべきであるとの内容に変化はない。この部分は、法改正によって商法上の条文番号が変化したことに応じた変更である。

このような変更予定からは、つぎのことが明らかになる。すなわち、ドイツ会計基準第5号はあくまでも「リスク報告」に関わるものであるという立場が守られつつも、「チャンス」に関わる事項も考慮することが盛り込まれ、その「チャンス報告」を「リスク報告」とは異なる「予測報告部分」において行われることが予定されていることである。このような変更予定は、「将来の発展」を「公算の大きな発展」へと表現を変えていることから明らかのように、貸借対照表法改革法への対応を意図したものであると考えられるのである。

ところで、具体化された改訂の予定においては、前述のKajüterの見解のように、基準第5号自体がリスク報告とチャンス報告を並列的に取り扱うものへと変更されるとの意図は見受けられない。しかしながら、すでに明らかにしたように、チャンス報告に関する事項も触れられており、予測報告部分との関係を明示することで、状況報告書全体としてはチャンスとリスクに関わる報告を取り込むという方向性が示されているといえる。その点において、Kajüterの見解とは多少のずれがあるとはいえ、総体的に見れば、状況報告書の内容を拡張するために基準を変更するという点に関しては、相違がないと考えられる。このように、「チャンス」に関わる報告にまで内容を広げるという意図は、具体化された変更予定においても見受けられるのであり、そのことから状況報告書の内容的な質の向上が想定されているといえるのである。

## (2) 企業ないしはコンツェルンへの影響

前項で見たように、変更が予定されているドイツ会計基準第5号においても、リスクのみならずチャンスに関わる報告が要求されている。ここでは、そのようなチャンスについての報告に関連して、企業がどのような影響を受けうるのかについて明らかにする。そのために、まずは、リスク報告が導入された段階について簡単に見たうえで、そのことから予想される「チャンス報告」導入による影響を見ることにしたい。

企業領域における統制および透明性に関する法律を通じたリスク報告に関する枠組の導入は、「リスク早期認識システム」(Risikofrühwarnsystem)を設置するという取締役の義務(株式法第91条第2項)に関連したものであるとされる。たしかに、状況報告書におけるリスク報告の義務自体は、このような取締役の義務から独立したものではあるけれども、それでもなお、リスク早期認識システムが、そのような報告を状況報告書上で行う際の、重要な一つの基礎になっているという<sup>52)</sup>。

このようなリスク報告とリスク早期認識システムとの関係性からすれば、チャンス報告に関してつぎのことが問題になると、Kajüterは考えている。すなわち、これまで実施されてきたリスク早期認識システムを通じて、チャンスに関する把握も保証されるのか、ということである。この点に関して、実務の状況からすれば、実際に体系的なチャンス・マネジメントを行ってきたのは、極めて僅かな企業でしかないとされる。そのため、チャンス報告にまで義務が拡張されたことを考えれば、状況報告書を作成する義務を負う多くの企業にとって、チャンス報告のための情報上の基礎を作り出すという必要性が生じるという。換言すれば、チャンスを認識するためのシステムが必要であるということである。そのためには、既存のリスク早期認識システムを拡張し、そのシステムの中に、チャンスの把握、評価および伝達の機能を統合することが考えられるという。しかし、このような対策を講じうるのは、すでにリスク早期認識システムを構築している企業に限られる。したがって、これまでリスク早期認識システムを有していない企業で、状況報告の義務を

リスク・マネジメント会計制度における状況報告書と決算監査の意味（石川）

負うことになる企業にとっては、将来的に、リスクとチャンス双方を把握・評価・伝達するようなシステムを構築する必要性があるというのである<sup>53)</sup>。

このように、貸借対照表法改革法を通じてチャンス報告が義務づけられることにより、企業（ないしはコンツェルン）にとって、その内部でチャンスを認識するためのシステムを構築する必要性があるとされている。すなわち、法改正を受けて、内部的システムを変更ないしは構築する必要性が論じられているのであり、この点には注意を要する。

### （3）決算監査への影響

状況報告書ならびにコンツェルン状況報告書は、決算監査の対象となる書類であり、前述の商法典第317条に見られるように、チャンスとリスクの記述に関する監査が法律上でも要求されている。また、従来からあるように、企業内の監視システム（リスク早期認識システム）についても、監査の枠内で判断しなければならないとされる（商法典第317条第4項<sup>54)</sup>。そこで、これまで見たような、状況報告書の記載内容変更は、決算監査に対しても影響を与えると考えられる。ここでは、その影響について、見ることにする。

貸借対照表法改革法ならびにドイツ会計基準における状況報告書の内容的拡張は、とりわけ、企業管理上の重要な目標と戦略の報告、ならびに、それに関わるリスクのみならずチャンスについてまで判断し、説明することを求めているとされる。Kajüterによれば、このような内容的拡張は、状況報告書の監査に直接的に関わるものであるという。これと同様のケースが、企業領域における統制および透明性に関する法律をつうじてリスク報告が導入された際にも生じているとされ、そのときと同様の影響が生じるという。すなわち、決算監査人が、従来よりも集中的に、被監査企業ないしは被監査コンツェルンのチャンスとリスクの状態について確かめることに取り組まなければならないというのである。そのためには、企業の周辺状況、事業プロセス、および成果要因について、より詳しく取り扱う必要性があるとされる。そこで、そのような内容を取り扱えるような、従来よりも拡張された監査上のア

アプローチを考慮する必要性があるというのである<sup>55)</sup>。

さて、そのように内容的に拡張されたチャンス報告とリスク報告についての監査に関しては、「妥当性監査」(Plausibilitätsprüfung)が行われるとされる。その際、つぎのことが監査人の判断の支えになるという。すなわち、決算監査に際して獲得された認識、経営管理者からもたらされた見解、ならびに監査人自身の専門的知識と経験である。これによって、チャンスとリスクの記述に関する独立した判断が形成されるのである。しかしながら、このような監査対象の拡大が進む一方で、監査の技術には何の変化も生じていないという問題が指摘される。すなわち、上述のような拡張された監査上のアプローチが必要であるとは考えられるものの、監査技術は従来と変わらないというのである<sup>56)</sup>。

このようなKajüterの見解において重要な点は、監査に対する要求は高まっているものの、それには十分に応え切れていないという問題が指摘されていることである。とはいえ、監査が実施されなければならないのであり、それによって、社会的な合意形成を図る必要性があるということについても、確認しておきたい。

## VI おわりに —リスク・マネジメント会計制度と監査—

最後に、以上の考察をまとめることで、そこから明らかになる点を示すことにする。それにあたって、まずは、本稿における中心の問題として措定した事項を、再度記すことから始めたい。すなわち、個別企業ないしはコンツェルンの「管理」に関わる「会計制度」における、「(コンツェルン) 状況報告書」と「監査」の意味を明らかにすることである。以下、この問題について、これまでの考察をもとに検討を加えることにする。

従来のリスク報告においては、あくまでもマイナスの将来の発展である「リスク」に関する報告義務があるだけで、プラスの将来の発展たる「チャンス」は含まれないと解釈されている。このことが、貸借対照表法改革法を

通じた新たな展開を見る上で、最も注意すべき点である。なぜならば、新たな法律規定では、「チャンス」に関する報告が要求されているからである。このような報告内容の拡張は、基本的にはヨーロッパ連合の「近代化指令」をドイツ法へ転換するという文脈においてなされている。しかしながら、その近代化指令では、チャンスに関する報告までは要求していない。この点、ドイツの立法者が、(コンツェルン) 状況報告書のさらなる内容的充実を、近代化指令を越えて独自に推し進めたものと考えられる。とりわけ、チャンスとリスクについて「判断」し、「説明」することが求められている点は、その内容的充実の意図を最も端的に表している。なお、リスクに関するこのような判断や説明は、従来のドイツ会計基準第5号においても求められており、法律によってそのことが支持されたものと考えられる。そして、こういった内容拡充を通じ、資本市場指向的な会計報告の中心的手段としての(コンツェルン) 状況報告書が、その役割をより効果的に果たすことが求められているといえるのである。

また、そのような役割を果たす上で、特に重視されたのが「金融商品」である。これは、ヨーロッパ連合の「Fair-Value指令」をドイツ法に転換するという形で、貸借対照表法改革法において規定されたものである。すなわち、企業のリスク・マネジメントについて、その目標と方法について、また、具体的な物価変動リスク等について、金融商品との関連性をふまえて報告することが求められているのである。このようにして、特に金融商品に焦点が当てられることは、注目に値すると考えられる。なぜならば、金融商品に関する事項を法律規定上で明記するほどに、そのような取引が現代の企業において重要性を有しているといえるからである。より明確に表現すれば、企業のリスク・マネジメントという管理活動上、この金融商品をめぐる問題が極めて重要な問題となっていることが、このような法律改正から明らかになるのである。

こういった法律改正によって、大きく三つの範囲に影響が現れる。すなわち、ドイツ会計基準第5号への影響、企業への影響、ならびに、決算監査へ

の影響である。この三点への影響は、相互に関連していると考えられる。では、それぞれの影響を簡単に確認した上で、その関連性について詳しく考察することにしよう。

まず、ドイツ会計基準第5号への影響は、その規定を変更するという形で現れている。現在は草案段階ではあるものの、明らかに「チャンス」に関わる事項も取り入れられている。このことは、貸借対照表法改革法に合わせて、状況報告書の質的充実を意図したものと考えられる。

つぎに、企業においては、チャンス報告の義務に伴って、その報告を行うための基礎となるシステムの設置が必要になると論じられる。すなわち、チャンスに関する認識、評価、伝達をするためのシステムであり、企業内部における管理の仕組みを新たに作る必要があるとされるのである。

そして、決算監査上、状況報告書に関わる内容の充実が図られた結果、その監査対象も拡張されることになった。そのためには、監査技術の向上も必要であると考えられるものの、現時点では、そのような技術の向上は見られないとされる。とはいえ、社会的な合意を形成する上で、この監査という仕組みは必要不可欠なものとなっている。

さて、このような諸点には、つぎのような関係性があると考えられる。すなわち、法律上のみならず、ドイツ会計基準第5号の変更にも見られるように、リスクだけではなくチャンスに関する報告が求められ、状況報告書の内容の拡充が図られている。このような情報提供内容の強化に伴って、それを報告するための基礎となる仕組みが必要とされる。具体的には、企業内部におけるリスクとチャンスに関わる認識のシステムであり、これが構築されなければ、報告内容を拡充することができないと考えられている。言い換えれば、リスクおよびチャンスに関するマネジメント・システムの構築が必要とされるのである。なお、この構築に際して、特に金融商品との関連性が重要になることは、貸借対照表法改革法の規定から推測される。そして、そのようなシステムが背景にあるという前提のもとで、状況報告書の内容に関する監査がなされる。また、そのようなシステムが任務を果たしうるのかという



ことについても、監査の枠内で判断されることになる。結果的に、その監査によってチャンスとリスクの記述およびその背後にあるマネジメント・システムが保証され、社会的合意形成が図られることになる。このようにして、企業内部の管理に関わる情報が社会的に公表され、保証されることになり、そのことが、資本市場指向的な会計報告の中心的手段としての状況報告書の役割を強化すると考えられるのである。（ただし、この監査については、Kajüterも指摘するように、その困難化が問題となる。この困難化に起因する問題には注目する必要があるが、それに関しては別稿に譲り、ここではその指摘にとどめておく。）

さらに、このように描出することのできる関係性について、企業の「管理」についての「会計制度」との関わりを探るという視角から、分析を加えよう。前述の関係性は、つぎのような仕組みを形作っている。すなわち、法律改正に端を発する（コンツェルン）状況報告書の内容的充実を通じて、企業の内部的なリスク・マネジメント・システムの拡充までもが意図され、さらにそのことが監査を通じて保証されるという仕組みである。このことは、「状況報告書」と「決算監査」という会計制度的装置が、企業（ないしはコンツェルン）の内部的な管理の仕組みおよびそこで用いられる情報と、強く関連していることを示している。この関係性には、二つの意味を見いだすことができる。一つは、状況報告書および監査という社会的な会計の仕組みをつうじて、企業内部の管理の仕組みとそれに関わる情報を社会的に公表・保証することで、企業の安定性に関わる写像を形成し、資本市場における資本調達を企業に有利に進めさせるということである。この点に、「管理」に関わる仕組みと情報の「会計制度上の意味」の一側面を読み取ることができるのである。また、他の一つは、ドイツにおいては、会計的な仕組みを介して、企業内部の管理の仕組み（ここでは特にリスクとチャンスのマネジメント・システム）を単に企業任せにするのではなく、さらに国家的な観点からも下支えしようとする意図が読み取れるのである。すなわち、それら法律に根拠を持つ会計的仕組みを通じた情報提供の必要性が、企業内部ないしはコンツェルン

内部におけるマネジメント・システム構築に関する、一定の方向付けをしているということである。ここにおいて、「状況報告書」と「決算監査」は、企業が「管理」に関わる仕組みの形成を考える上での重要な要素になるといえる。この点からは、「会計制度的装置」の「企業管理的意味」の一側面を読み取ることができるのである。これら二つの意味は、一つの事柄を別の方向性からとらえたものであり、密接不可分のものといえる。そのような観点から、上記二つの意味をまとめれば、つぎのように考えられる。すなわち、ドイツにおいては、「状況報告書」と「決算監査」が「企業管理にかかわる会計制度」の一翼を担っているものと、考えられるのである。あるいは、「企業管理」という現象が、「状況報告書」と「決算監査」を通じて、「会計制度」の場面に立ち現れているともいうことができる。このようにして、「管理にかかわる会計制度」という社会的諸関係において、「状況報告書」と「監査」が有する意味を見いだすことができるのである。

以上のように、貸借対照表法改革法を通じた法律改正を考察することによって、管理に関わる会計制度の一端が明らかにできる。このような視角からすれば、「管理」の概念は個別企業内部ないしはコンツェルン内部という枠組を越え、より広い社会的な関係性の中にも見いだすことができる。また、ドイツの会計制度という関係性においては、状況報告書と決算監査までもが、管理という概念の枠内において特有の意味を持つものとなりうるのである。

## 注

- 1) 「企業領域における統制および透明性に関する法律」の条文に関しては、つぎのサイトからダウンロードしたものを参照している。  
<http://www.bmj.bund.de/download/gkontrag.doc> (24/9/1999にダウンロード)
- 2) 詳しくは、拙稿、「状況報告書とリスク・マネジメント—ドイツ会計制度におけるリスク報告の意味—」、『會計』、第166巻、第6号、12月号、2004、pp.58-70。を参照のこと。
- 3) 「貸借対照表法改革法」に関しては、以下のサイトからダウンロードしたものを参照している。

リスク・マネジメント会計制度における状況報告書と決算監査の意味（石川）

<http://www.bmj.bund.de/media/archive/807.pdf>（18/1/2005にダウンロード）

なお、理由書に関しては、当該法律の草案に明記されているものであり、それに関して以下は以下のサイトからダウンロードしたものである。

<http://www.bmj.bund.de/media/archive/649.pdf>（15/2/2004にダウンロード）

- 4) Kajüter, Peter, Berichterstattung über Chancen und Risiken im Lagebericht, in ; Betriebs-Berater (BB), 59. Jahrgang, Heft 8, 23. Februar 2004, S.427-433.
- 5) ここでの条文訳は、鈴木義夫著、『ドイツ会計制度改革論』, 森山書店, 2000, p.139. によっている。
- 6) ドイツ会計基準第5号は、つぎのサイトからダウンロードしたものを引用している。  
<http://www.genios.de/>（7/1/2001にダウンロード）
- 7) ドイツ経済監査士協会の見解に関しては、つぎの文献を参照している。  
IDW Stellungnahmen zur Rechnungslegung: Aufstellung des Lageberichts (IDW RS HFA 1), in : German Auditing Standards, IDW Verlag GmbH, 2004, S.1031-1089.
- 8) Ebd., S.1054.
- 9) Kajüter, Peter, a.a.O., S.427.
- 10) Ebd., S.427.
- 11) Ebd., S.427-428.
- 12) Ebd., S.428.
- 13) 近代化指令は、つぎのサイトからダウンロードしたものを参照している。  
[http://europa.eu.int/eur-lex/pri/de/oj/dat/2003/l\\_178/l\\_17820030717de00160022.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/pri/de/oj/dat/2003/l_178/l_17820030717de00160022.pdf)（12/2/2005にダウンロード）（以下、出典に関してはModernisierungsrichtlinieと記す）
- 14) Fair-Value指令は、つぎのサイトからダウンロードしたものを参照している。  
[http://europa.eu.int/eur-lex/pri/de/oj/dat/2001/l\\_283/l\\_28320011027de00280032.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/pri/de/oj/dat/2001/l_283/l_28320011027de00280032.pdf)（12/2/2005にダウンロード）  
（以下、出典に関してはFair-Value-Richtlinieと記す）
- 15) Kajüter, Peter, a.a.O., S.427.
- 16) Artikel 1, 14. a), Modernisierungsrichtlinie
- 17) Artikel 2, 10. a), Modernisierungsrichtlinie
- 18) Kajüter, Peter, a.a.O., S.428.
- 19) Ebd., S.428.
- 20) Ebd., S.428.

- 21) Ebd., S.428-429.
- 22) Ebd., S.429.
- 23) Begründung, B. Zu den einzelnen Vorschriften, Zu Artikel 1 - Änderung des Handelsgesetzbuchs, Zu Nummer 9 - § 289 HGB, Entwurf Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung, S.62., <http://www.bmj.bund.de/media/archive/649.pdf> (以下、出典に関してはE-BilReGと略す)
- 24) Kajüter, Peter, a.a.O., S.429.
- 25) Artikel 1 Änderung des Handelsgesetzbuchs, 9. a), Gesetz zur Einführung internationaler Rechnungslegungsstandards und zur Sicherung der Qualität der Abschlussprüfung, <http://www.bmj.bund.de/media/archive/807.pdf> (以下、出典に関してはBilReGと略す)
- 26) Artikel 1 Änderung des Handelsgesetzbuchs, 19. a), BilReG
- 27) Artikel 1 Änderung des Handelsgesetzbuchs, 21. b), BilReG  
なお、訳に当たっては、鈴木義夫著、『ドイツ会計制度改革論』, 森山書店, 2000, p.140.を参考にした。
- 28) Artikel 1 Änderung des Handelsgesetzbuchs, 27., BilReG
- 29) Kajüter, Peter, a.a.O., S.429.
- 30) ドイツ会計基準第5号本文番号9を参照のこと。
- 31) Kajüter, Peter, a.a.O., S.429.
- 32) Ebd., S.429.
- 33) Ebd., S.429.
- 34) ドイツ商法典第252条第1項第4号「評価は慎重におこなわなければならない。すなわち、決算日に至るまでに発生した、予見することのできるリスクおよび損失は、たとえ、それらのリスクおよび損失が決算日と年度決算書の作成日との間にはじめて知り得たとしても、すべて考慮されなければならない。利益は、それが決算日において実現されたものとなっている場合にのみ、考慮されなければならない。」(宮上一男, W・フレーリックス監修, 『現代ドイツ商法典〔第2版〕』, 森山書店, 1993, p.33.)
- 35) Kajüter, Peter, a.a.O., S.429-430.
- 36) ドイツ会計基準第5号本文番号18および20を参照のこと。
- 37) Kajüter, Peter, a.a.O., S.430.
- 38) Ebd., S.430 und 432.

- 39) Artikel 1, 4., Fair-Value-Richtlinie
- 40) Artikel 2, 3., Fair-Value-Richtlinie
- 41) Kajüter, Peter, a.a.O., S.431.
- 42) Ebd., S.431.
- 43) Artikel 1 Änderung des Handelsgesetzbuchs, 9. b), BilReG
- 44) Artikel 1 Änderung des Handelsgesetzbuchs, 19. b), BilReG
- 45) Kajüter, Peter, a.a.O., S.431.
- 46) Ebd., S.431.
- 47) Ebd., S.433.
- 48) Ebd., S.433.
- 49) ドイツ会計変更基準第3号は、つぎのサイトからダウンロードしたものを参照している。  
[http://www.standardsetter.de/drsc/docs/press\\_releases/E-DRAES\\_3\\_website.pdf](http://www.standardsetter.de/drsc/docs/press_releases/E-DRAES_3_website.pdf) (28/2/2005にダウンロード)  
(なお、以下では、出典に関してE-DRÄS3と略す)
- 50) Artikel 8, 2-6, E-DRÄS3, S.12-13.
- 51) ドイツ会計基準第15号は、ドイツ会計基準草案第20号が、法務省によって公告されたものである。これは、状況報告書の全体的な記載について規定したものとされており、その中に、「予測報告部分」に関する規定も設けられている。なお、本稿では、草案段階の基準（改訂版）を参照しており、それはつぎのサイトからダウンロードしたものである。  
[http://www.standardsetter.de/drsc/docs/press\\_releases/E-DRS%2020\\_revised\\_150704.pdf](http://www.standardsetter.de/drsc/docs/press_releases/E-DRS%2020_revised_150704.pdf) (15/1/2005にダウンロード)
- 52) Kajüter, Peter, a.a.O., S.432.
- 53) Ebd., S.432.
- 54) 「正式に上場されている株式を発行した株式会社にあっては、さらに、取締役が株式法第91条第2項によりこの者に義務づけられている措置を適切な形で講じたかにつき、かつまた、それにより設置されるべき監視システムがその任務を果たしうるかにつき、監査の枠内において判断しなければならない。」（商法典第317条第4項；本条文の訳は、鈴木義夫著、前掲書、pp.140-141. による）
- 55) Kajüter, Peter, a.a.O., S.432.
- 56) Ebd., S.432-433.